

2023年4月5日（水）

『 弁護士の仕事について 』

岐阜北ロータリークラブ 渡辺俊介会員

1 弁護士の業務について

弁護士の業務範囲は、大きく民事案件、刑事事件、その他の業務に分けられます。

民事案件の分野の例としては、下記のようなものがあります。これらの分野において、主に当事者の代理人としての立場で活動をします。

- ・民事案件の分野（例）

取引関係の紛争予防・解決	労働	不動産・建築	独占禁止法・下請法	知的財産
消費者法	行政関係	不当要求対応	会社法関係	事業承継関係
倒産・事業再生関係	医療関係	離婚・男女問題	相続関係	交通事故、その他損害賠償



刑事事件についてはイメージしやすいと思いますが、罪を犯したと疑われている被疑者、裁判所に起訴された被告人の弁護人として活動します。殺人や強盗致傷などの、重い法定刑が定められている事件については、裁判員裁判によって審理されます。被疑者・被告人が勾留されている警察署や拘置所に行って、接見をしたり、被害者に被害弁償を行ったり、起訴された後は法廷に出頭し、被告人の側に立って主張立証活動を行います。

少年事件については、被疑者段階は成人と基本的に同じですが、その後、裁判所に起訴されるのではなく、家庭裁判所に送致されます。身柄は警察署から鑑別所に移され、1か月ほどそこで過ごしたのち、家庭裁判所で少年審判を受け、保護処分（例えば保護観察、少年院送致など）が下される場合が多いです。もう少し様子を見た方がよい場合には、試験観察という中間的な処分が下されることもあります。この場合、社会内での少年の生活を見て、最終的な処分を決めることとなります。少年事件の場合には、成人の刑事事件でやることに加えて、少年鑑別所にも面会に行きますし、保護者の方や勤務先の方と面談するなどして、生活環境の調整を行うこともあります。

なお、刑事事件の弁護人は、私的に依頼された私選弁護人もありますが、弁護士費用を支払えない方、依頼する弁護士が見つからない方には、国が弁護士を選任する国選弁護人という制度があります。

現在では、起訴される前の被疑者段階でも、勾留された全ての被疑者に対して国選弁護人がつけることが可能になっています。

その他の業務範囲としては、例えば下記のようなものがあります。

近年は組織内弁護士も増えてきているようです。

- ・その他の業務範囲（例）

社会取締役・監査役	第三者委員	包括外部監査
行政関係の各種委委員	各種研修・講演	組織（企業・自治体）内 弁護士

2 弁護士の現状

（1）弁護士人口について

全国の弁護士数は、1950年には約5,800人でしたが、2000年には約17,000人となり、そこから急増して、2022年の直近では、約44,000人まで増加しています。

岐阜県でも同様に増加しており、2000年には86人であったのに対して、2022年には211人となっており、倍以上の増加となります。

将来予測としては、2048年までは増加し続け、その後、減少に転じるというシミュレーションがされています。

（2）技術革新の影響について

- ・裁判のIT化

裁判手続は、IT化が遅れていた分野です。訴訟記録は今でも紙媒体であり、審理の方法についても、電話会議などは行われていますが、遠方の裁判所への出頭が必要となる場面もあります。2017年以降、IT化が進められてきています。裁判手続等のIT化を構成する主要な要素は「3つのe」と言われ、e法廷（法廷裁判期日をウェブ会議等で実施）、e提出（訴訟関係書類のオンライン提出、デジタル管理）、e事件管理（事件情報や事件記録をデータベースで管理し、オンラインで閲覧）がその内容です。2025年度中までには完全実施予定です。

裁判手続だけでなく、依頼者の方との打ち合わせなども、実際に事務所に来てもらうことなくZoomなどのウェブ会議システムを使って行うことが以前より多くなってきています。この上、裁判手続のIT化により裁判所への出頭も基本的に不要ということになれば、弁護士の仕事における地理的な制約はより小さくなると思います。

- ・AIと弁護士業務

弁護士業務との関係では、現状は、AIを業務のツールとして部分的に利用している、という状況かと思います。例えば、契約書チェックのツールなどです。AIによる判定結果をそのまま対外的に利用できるわけではなく、結果の確認・検証などが必要であり、補助的なツールとして利用しているということです。

今後は、弁護士としてもAIを積極的に利用して業務を効率化しつつ、AIによる効率化になじまない部分により力点を置いて仕事をしていくことになるのではないかとされています。

以上